

第6期川西市地域福祉計画(案)に係る 市議会意見と市の検討結果

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
1	【全体】	福祉施設従事者の人材確保の問題について、市として解決していくという方針をしっかりと示すこと。	福祉施設従事者の人材の確保につきましては、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(認知症対策アクションプラン)(案)及び川西市障がい者プラン 2029(案)において関連する施策等を記載する予定です。	
2	【本編3ページ】 第1章 2 計画の位置づけ	高齢者、障がい者、子ども等の各個別計画との関連について分かるよう、他の計画との関連のところで、詳細な内容は個別の計画を参照するよう記載すること。	ご意見を踏まえ、本編3ページ「他の計画との関連図」に「地域福祉計画では地域における高齢者・障がい者・児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めています。対象ごとの施策については、各計画において定められています。」の文言を追記します。	
3	【本編3ページ】 第1章 2 計画の位置づけ	地域別構想の記載があるが、おおむね10年間の計画期間とする地域別構想について、今後の計画の考えについて伺いたい。	地域別構想では、各コミュニティが主体となって策定しているところであり、地域の特性や多様性を生かした地域のありたい姿を掲げ、その実現に向けた地域づくりの方向が示されています。この地域別構想と齟齬がないよう、14地区においてワークショップを開催し、各地域での課題や今後の取り組みを共有し、市、市社協、地域の各計画が相互に整合性を図りながら策定しています。	*
4	【本編29～32ページ】 第2章 3 アンケート及びワークショップの結果からみる現状	ワークショップの実施結果の概要について、左に課題、右がそのための取組が書いてあると思うが、左の「よりよくできること」という表現が分かりにくい。また、右のそのための取組について、あくまでワークショップで出た意見であるが、読み手に市がやっていくことと誤解を受けるのではないか。	ご指摘を受け、各表の「よりよくできること」の後に「(課題)」を追記します。また、各表左上の表題「地域づくり」「高齢者」「障がい者」「子ども」のそれぞれに「～に関する主な意見」を追記し、ワークショップ参加者から出していたいただいた意見であることを明示します。	
5	【本編39ページ】 第3章 2 施策体系	基本目標1の「3.地域を支えるネットワークづくり」のところに、基本目標3の「4.再犯防止の推進」のところに、小項目の記載がないが、これで問題ないか。	施策を分かりやすく分類、体系化していく中で、全ての項目を一律の分量にすることは難しく、ご指摘の項目については結果として分量の少ない項目となっているため、小項目を設けていないものです。	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
6	【本編40～44ページ】 第3章 3 基本目標 第3章 4 重点施策	評価指標に虐待に関する指標がない。重点取組課題にも虐待に関する内容が入っていない。	虐待や近親間暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対応については、重要な課題であると捉えております。評価指標としてはあげておりませんが、「基本目標2 誰もが安心して生活できる基盤づくり」中、「2. 安全安心に暮らすための環境づくり」及び「基本目標3 誰にでもやさしく自分らしく暮らせる地域づくり」中、「1. 福祉サービス利用者等の権利擁護」、「5. バリアフリーのまちづくり」において、「市の主な取組」の項目として記載しております。	
7	【本編40ページ】 第3章 3 基本目標	福祉ボランティア数について、何をカウントするのか説明をつけた方がよい。	ご意見を踏まえ、福祉ボランティア数の説明について、次の文言を付加します。 「※兵庫県ボランティア・市民活動災害共済に加入して活動している市民」	
8	【本編42ページ】 第3章 3 基本目標	評価指標の自殺者数の数値について再考すること。	国は、自殺総合対策大綱において、自殺死亡率を平成27(2015)年の18.5と比べて30%以上減少させるという考え方のもと、令和8(2026)年までに、自殺死亡率を13.0以下まで減少させることとしています。	
9	【本編42ページ】 第3章 3 基本目標	評価指標において、自殺者数の目標値が25人となっているが、ここは0人であるべきだと思う。0人に川西市としてこだわってほしい。 国が示している3割減を本市に置き換えて25人としている答弁があったが、結果24人になったとしても、令和2年の16人を上回った結果となる。これで目標達成と言っているのか。 国の示している3割の考え方を反映するなら、この地域福祉計画で示している自殺者数の最も少ない16人の3割減に設定してはどうか。 また、この指標についてはやはり0人であるべきだと思うし、そのための自殺予防ゲートキーパー養成者数を増やす、解決数を増やすなどが指標であるべきかと思う。	本市においても、最終的には自殺者数0人をめざすことを踏まえつつ、評価指標を国の自殺総合対策大綱とあわせ「自殺死亡率」に変更し、平成27(2015)年の自殺死亡率17.4について、令和9(2027)年までに30%以上減少させることを中間目標とし、令和9(2027)年における自殺死亡率を12.2とします。また、令和13(2031)年の目標値は、直近で最も低い令和2(2020)年の自殺死亡率10.1を下回る10.0とします。 また、評価指標に「ゲートキーパー養成講座受講者の延べ人数」を追加します。	*

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
10	【本編43ページ】 第3章 4 重点施策	「誰もが参加できるような地域活動」について、概要版を作製する際には漫画等で分かりやすく伝えること。	「誰もが参加できるような地域活動」については、計画期間中に具現化していきたいと考えております。概要版作製の際には、広く市民にご理解いただけるよう分かりやすい説明に努めます。	
11	【本編43ページ】 第3章 4 重点施策	生きがい就労事業の対象に生活困窮者も含むことについて、市民に誤解を与えないよう、段階的な自立のための体験就労等である旨の注釈をつけた方がよい。	ご意見を踏まえ、生きがい就労事業の対象者について、「高齢者をはじめ、障がい者や生活困窮者等」を「高齢者をはじめ、障がい者や生きづらさを抱える人など」に修正します。	
12	【本編44ページ】 第3章 4 重点施策	重層的支援、また川西丸ごと支援会議を実施していくということを、市民の方に十分に周知すること。	重層的支援体制の構築により、各関係機関・所管が縦割りを脱し、重層的に支援を重ね合いながら、対象者やその家族に対して包括的に支援を実施していくことについて市民に周知を行い、相談しやすい環境づくりに努めます。	
13	【本編47ページ】 第4章 基本目標1	「誰もが参加できるような地域福祉活動を創出していく」とあるが、福祉を名目にして、何かの集まりをつくっても、関心がある人や該当する人しか参加しない。何々が好きという趣味とかの集まりとかで間口を広げて人を集め、そこに福祉を絡めていくという方法であれば、少しはまた違う人たちが、集まる可能性もあるかなと思うので、検討してはどうか。	世代や対象者を問わず、自分が好きなことや得意なことが地域貢献につながったり、地域福祉活動の多様性につながったりする可能性があることについて、市民に周知し、参加を呼び掛けていきたいと考えております。	
14	【本編58ページ】 第4章 基本目標2	重層的支援体制の図について、図だけ見た限りでは、医療とのネットワークが見えにくいですが、福祉が必要とされる方は、同時に医療を必要とされる方も多いため、医療機関との連携という観点も持って行うこと。	重層的支援体制の図は、市が行う事業の位置づけを体系的に表したものです。重層的支援体制においては、医療機関はもとより、対象者の支援に関わる全ての機関が協働して支援プランを作成し、具体的な支援を行う体制づくりを行ってまいります。	

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
15	【本編60ページ】 第4章 基本目標2	多機関協働事業や相談支援包括化推進員という新たな取組にあたり、市及び社協に必要な職員を配置できるよう、予算措置を行うこと。	重層的支援体制の構築に向けて、必要な人員を配置できるよう、予算及び人員の確保に努めてまいります。	
16	【本編61ページ】 第4章 基本目標2	薬物や様々な精神的な疾患など県保健所で管轄されているものについて、川西市で完結できるような取り組みや仕組みづくりを検討すること。	すべての相談について市の窓口で対応することは困難です。薬物依存など専門性の高い相談については、医療職をはじめ、専門的な資格を有する職員が配置された保健所等につながるが適切だと考えております。市としては、県など関係機関と連携しながら、支援が適切に行き届くような仕組みづくりに取り組んでまいります。	
17	【本編80ページ】 第4章 基本目標3	子どもが安心して生活できる環境づくりについて、文中5行目に「今後は」とあるが、今までも実施しており、これからもというニュアンスであれば、修正した方がいいのではないかと。	ご指摘のとおり、「今後は」を「今後も」に修正します。	
18	【本編85、86ページ】 第4章 基本目標3	再犯防止の取り組みで「高齢者の相談支援」や「障がい者への相談支援」とあるが、再犯防止に特化したものではなく、結果として再犯防止につながるという趣旨であれば、特段取組に載せる必要はないのではないかと。	高齢者や障がい者に関する各種の相談に応じ、具体的な支援につながるが、再犯防止の観点からも重要であるとの考えことから、市の主な取組の一つとして、これらの相談支援を掲載しています。	

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
19	【その他】	高齢者の移動支援について記載すること。公共交通計画や高齢者保健福祉計画で検討する場合は、その旨を特記すること。	<p>高齢者の移動支援については、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(認知症対策アクションプラン)(案)及び公共交通計画(案)において関連する施策等を掲載する予定です。 (掲載ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(認知症対策アクションプラン)(案)…本編115ページ「地域の移動課題対策支援事業」、「訪問型支えあい活動への支援」 ・公共交通計画(案)…本編49ページ「地域の移動課題対策支援事業」、本編59ページ「地域住民による訪問型支えあい活動に対する支援」 	